

申 入 書

令和8年10月7日

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング6F

アウンコンサルティング株式会社 御中

〒060-0002

札幌市中央区北2条西13丁目1番10 札幌第一会計ビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL:011-221-5884/FAX:011-221-5887

貴社からの回答に対し、当法人において、本件事業のミエルモ申込書（以下「本申込書」とします。）を検討した結果、消費者契約法上の問題があると考えられましたので、貴社に対し、以下のとおり申し入れます。

第1 申入れの趣旨

申入れの理由に記載の本申込書の中には、消費者契約法に反する不当な条項が存在するものと思料します。

よって、当法人は、貴社に対し、当該条項の使用中止又は修正を申し入れます。

第2 申入れの理由

1 無催告解除に関する規定（第10条）について

- (1) 本申込書第10条（以下「第10条」とします。）によれば、第10条(1)において「当社担当者が申込者に対して電話、電子メールその他合理的な手段で連絡を試みた日から14日以上応答がない場合、申込者は交通費や日当等

の実費を当社に支払うものとする。また、同条(2)においても、「当社担当者が申込者に対して電話、電子メールその他合理的な手段で連絡を試みた日から14日以上応答がない場合、申込者は事務手数料として、見積書金額の10%(税込11%)を当社に支払うものとする」としております。

これらは、消費者に対し、貴社担当者への14日以内の応答義務（以下「本件応答義務」といいます。）を課し、消費者が本件応答義務に違反した場合には、貴社は、当該消費者に対して、特段の通知や勧告（以下併せて「催告」とします。）をせずに消費者との保険金申請サポート契約（以下「ミエルモサービス提供契約」といいます。）を解除することができると解されます。

しかしながら、以下に示すとおり、この第10条(1)及び同条(2)は、消費者契約法第10条に規定する消費者契約に該当するため、その使用を中止すること又は修正することを求めます。

- (2) 民法第541条本文によれば、契約当事者の一方が当該契約に基づく債務を履行しない場合、その相手方は、相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その期間内に履行がないときに限って当該契約を解除することができると規定されています。

そして、契約の一方当事者が相手方に対して催告を要することなく当該契約の全部又は一部を解除することができるのは、債務の全部又は一部が履行不能である場合など、法の定める一定の事情が存する場合に限られます（民法第542条）。

しかしながら、第10条(1)及び同条(2)の規定によれば、消費者が本件応答義務に違反した場合、民法上、無催告解除が認められる事情の存否を問わず、貴社による無催告解除が認められることとされており、その結果、消費者は履行の機会を与えられないまま、貴社との契約を解除され、ミエルモサービスの提供を受ける機会を失うのみならず、義務違反の内容に比して実費もしくは貴社見積金額の11%の損害金の支払義務という重い経済的不利益を負います。

かかる第10条(1)及び同条(2)の規定は、消費者契約法第10条における「・・・その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して・・・消費者の権利を制限（する）・・・消費者契約の条項」といえます。

- (3) 加えて、第10条(1)及び同条(2)によれば、契約の無催告解除が認められる当事者が貴社に限られており、無催告解除が認められる場合についても消費者による義務違反の大小を問わず、「14日以上応答がない場合」と極めて広範に及んでいます。このように、消費者が一方的に被り得る不利益の大きさに鑑みれば、第10条(1)及び同条(2)の規定は、消費者と事業者との間にある情報・交渉力の格差を背景として、任意規定によって消費者が本来有しているはずの利益を、信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害するものといえ、「・・・民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する。」といえます。
- (4) 以上より、第10条(1)及び同条(2)は、消費者契約法第10条の規定に反する無効な契約条項といえますので、申入れの趣旨に記載したとおり、第10条(1)及び同条(2)の使用中止又は修正を申し入れます。

第3 回答の期限など

以上の申入れに対する貴社のお考えと照会への回答を、令和8年11月16日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。

なお、貴職からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のため、当法人のウェブサイト等において公表させていただきますので、その旨、あらかじめ申し添えます。

以上